



平成 23 年 5 月 10 日

各 位

会社名 エレマテック株式会社  
代表者名 代表取締役会長 櫻井 恵  
(コード番号 2715 東証第一部)  
問合せ先 取締役副社長執行役員 磯上 篤生  
(TEL 03-3454-3526)

## 大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）非継続に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 6 月 22 日開催の第 61 回定時株主総会の決議による承認を得て、「大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、翌平成 20 年 6 月 20 日開催の第 62 回定時株主総会において、同買収防衛策に所要の修正を行った上で、これを更新しております（更新後の買収防衛策を、以下「本プラン」といいます。）。

本プランの有効期間は平成 23 年 6 月開催予定の定時株主総会の終結時までとなっており、今般、本プランがその有効期間の満了を迎えることから、当社は、平成 23 年 5 月 10 日開催の取締役会において、その見直しにつき慎重に検討を行った結果、平成 23 年 6 月 17 日開催予定の第 65 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結時をもって本プランを継続せず、本定時株主総会には本プランの更新について議案上程しないことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

当社は、大規模買付者による大規模買付行為に応じるか否かは、最終的に株主の皆様の判断に委ねるべきものと考えておりますが、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくこともまた、当社の取締役の責務であると考え、買収防衛策を平成 19 年 6 月 22 日に導入し、本プランとして平成 20 年 6 月 20 日に更新いたしました。

しかしながら、当社を取り巻く経営環境は、買収防衛策を導入し、本プランとして更新した当時とは変化しており、当社の企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模買付行為の脅威も相対的に低くなってきていると考えております。また、金融商品取引法等の改正等に伴う、大規模買付行為に対する手続の整備、変更の浸透により、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保するという本プランの目的は、一定程度担保されることとなりました。

このような事情を総合的に勘案し、当社は、平成 23 年 5 月 10 日開催の取締役会において、本定時株主総会の終結時をもって、本プランを継続しないことを決議いたしました。

なお、本プランの非継続後に、当社株式の大規模買付行為が行われた場合は、当該大規模買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益を毀損するおそれがないかどうか、積極的な情報収集とその適切な開示に努めるとともに、会社法その他関係法令および定款の許容する範囲において、

当社取締役会が必要かつ適切であると判断する措置を講じます。また、今後の社会的な趨勢も考慮し、当社の企業価値および株主共同の利益の毀損を防止するため、当社取締役会が買収防衛策を再導入する必要があると判断した場合には、定款の定めに従い、株主総会にその是非をお諮りいたします。

以上